

4 非常事態への対応について

九州電力は、事業所毎に策定した防災業務計画に基づき、防災体制を確立するとともに、電力施設に係る災害予防、災害応急、災害復旧等の非常事態への円滑かつ適切な対応に努めています

防災体制の確立

1 防災体制の区分

災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合に適切に対処するため、非常事態の情勢に応じた防災体制を確立することにしています。

■ 防災体制の区分

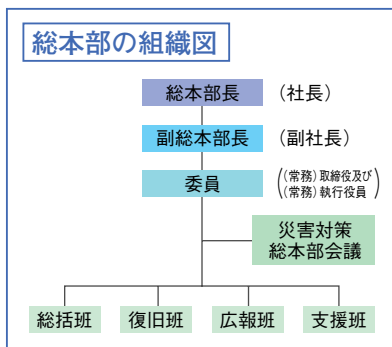
非常事態の情勢	防災体制の区分
災害が予想される場合	準備体制
災害が数時間以内に発生することが予想される場合、又は発生した場合	非常体制

2 災害対策組織

本店、本店直轄機関及び現業機関等は防災体制に対応する災害対策組織をあらかじめ定めています。

■ 対策組織の名称

機関	対策組織の名称
本店	非常災害対策総本部 (総本部)
支店、汽力・地熱・原子力発電所、建設所	非常災害対策本部 (本部)
営業所、電力所、建設所、地熱発電所	非常災害対策部 (対策部)



3 対策組織の運営

非常事態が発生したときは、社長が情勢に応じた防災体制を発令します。あわせて、本店直轄機関及び現業機関等の長は必要に応じ当該所管内の防災体制を発令します。発令を受けた各機関は、速やかに対策組織を設置します。

4 社外機関との協調

平常時には、担当部署が管内防災会議等と、また、災害時には対策組織が管内の災害対策本部等と密接な連携を保ち、防災業務計画が円滑、適切に行われるように努めています。

災害予防対策

1 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集・関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事の掲載等により、社員への防災意識の高揚に努めています。

2 防災訓練

各事業所は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態に防災業務計画が有効に機能することを確認しています。

3 電力設備の災害予防措置

水害、風害、塩害、高潮、雪害、災害、爆発、油流出等、土砂崩れ、地震等の各種災害に対する対策を、各電力設備毎に講じています。

災害応急対策

災害が発生した場合、対策組織の長は、気象・地表情報、被害情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告しています。

上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努めることとしています。

災害復旧対策

対策組織は各設備毎に被害状況を把握し、復旧応援要員の必要の有無、復旧要員の配置状況、復旧資材の調達、復旧作業の日程等の事項を明らかにした復旧計画を立てる同時に、上級対策組織に速やかに報告することとしています。

上級対策組織は、この報告に基づき下級対策組織に対し、復旧対策について必要な指示を行います。

COLUMN NO.7 原子力防災訓練

県主催の原子力防災訓練は、1979年から毎年1回実施されており、2002年度は10月29日に鹿児島県で、11月25日に佐賀県で実施されています。

これは、防災業務関係者の原子力防災対策に対する習熟及び防災関係機関相互の連携体制の確立と地域住民の原子力防災意識の向上を図ることを目的に県が毎年実施しているもので、国、周辺市町、その他防災機関と連携して、「通報・連絡訓練」、「オフサイトセンターへの参集訓練」、「対策本部等設営・運営訓練」、「避難誘導訓練」等を行っております。

九州電力は、原子力事業者防災業務計画に基づき、原子力発電所内に緊急時対策本部を設置し、「通報・連絡訓練」や「緊急時モニタリング訓練」、「避難誘導訓練」等を実施するとともに、原子力発電本部長が各オフサイトセンターでの原子力災害合同対策協議会に参加しました。



原子力防災訓練の様相